

令和3年9月14日

大野城市立平野中学校 保護者 各位

大野城市教育委員会

自宅等でのオンライン授業へのお問い合わせに対する回答について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では感染症拡大防止対策等により、やむを得ず登校できない児童（生徒）に対して、自宅等でのオンライン授業が実施できるよう進めておりますが、1学期に実施しました家庭の無線LAN（Wi-Fi）環境に関する調査をはじめ、問い合わせをいただいております。お問い合わせが多かった内容について、下記のとおりご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 自宅等でのオンライン授業はどのような児童（生徒）に対して実施するのか？

- 原則として、以下の場合に該当するような、やむを得ず登校できない児童（生徒）に対し、学年の発達段階や学習状況に応じて実施します。
 - 感染症の拡大防止対策などの非常時により、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休校となった場合
 - 感染及び接触者と判断された場合、または感染不安によりやむを得ず登校できない場合

2. 無線LAN（Wi-Fi）環境がない家庭はどうなるのか？

- やむを得ず登校できない場合に、以下のような家庭に対しては、学校からモバイルルータ及び周辺機器（充電器、バッテリー、説明書等）をタブレット端末等と合わせて貸出します。
 - インターネット通信回線の契約をしていない
 - テレワークや保護者の日中の不在等によりオンライン授業で利用できる環境がない など
- モバイルルータの貸出しにかかる通信費の保護者負担はありませんが、通信量に上限があります。
- 貸出しまでに時間をいただく場合があります。

3. 児童（生徒）がタブレット端末などの貸出し機器を破損した場合はどうなるのか？

- 通常使用による故障やバッテリーの寿命、あるいは破損した状況からやむを得ない事情での故障・破損であると判断した場合は、大野城市教育委員会が修理費を負担します。
- 児童（生徒）本人の故意又は重大な過失により故障・破損した場合は、原則として保護者の責任において修理費を負担いただくことになります。（教育委員会から指定業者へ修理依頼をします）
- 貸出し機器が盗難にあった場合も原則、保護者の負担となります。警察へ盗難届けを提出すれば、ご家庭で加入されている保険によっては補償の対象となる場合があります。
- 不測の事態に備える保険加入はあくまで任意です。福岡県PTA連合会小中学生総合保障制度（こども総合保険）などは、学校からの借用物に対する賠償責任への保障があります。また、各種保険の特約にも日常生活における賠償特約等が付いている場合がありますので、ご家庭でご加入済みの保険の内容をお確かめください。
- なお、大野城市で導入したタブレット端末などの貸出し機器は一括購入であり、保険には加入していません。

<ウラ面へつづく>

4. 自宅等のパソコン端末等を使用してオンライン授業へ参加することは可能か？

- オンライン授業は学校から貸出すタブレット端末だけでなく、自宅等にあるパソコンやタブレット端末から児童（生徒）の ID やパスワードを使って参加することが可能です。ご希望の場合は、各学校にお問い合わせください。

5. タブレット端末を使うにあたっての制限事項はあるのか？

- 貸出すタブレット端末は、不適切なサイトにアクセスできない制限（フィルタリング）がありますが、必ずしも全てを制限できるとは限りません。
- 使用時間に対する制限の設定はしていません。
- 学校ではタブレット端末やインターネットの扱い方について指導を行っていますが、ご家庭においてもルールなどについて改めてご確認をお願いいたします。

6. タブレット端末の利用履歴等は取得しているか？

- ソフトの利用履歴やインターネットのサイト閲覧履歴は、大野城市教育委員会のみ確認することができます。
- これは、児童（生徒）が自宅等でタブレット端末及びソフトを適切に使用して学習活動に活かしていることの確認や、アクセス制限や使いやすくなるような設定の変更など、今後の学習活動の充実につなげていくことを目的としています。

以上